9　子法人等　一の法人又は団体がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体をいう。この場合において、法人又は団体の子法人等がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体は、当該法人又は団体の子法人等とみなす。

10　親法人等　他の法人又は団体を子法人等とする法人又は団体をいう。

11　携帯電話事業者　携帯無線通信を行う無線局の免許を受けた者をいう。

二　開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

本開設指針の対象とする特定基地局（以下単に「特定基地局」という。）の範囲は、設備規則第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九に規定する技術基準に係る無線設備を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。

三　周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

1　特定基地局に使用させることとする周波数は、二、六二五MHzを超え二、六五〇MHz以下の周波数とする。

2　特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。

3　第一号に規定する周波数のうち二、六四五MHzを超え二、六五〇MHz以下の周波数を使用するときは、二、六六〇MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数を使用する無線局の無線設備が搭載されている人工衛星に開設された無線局の運用を阻害する混信を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

四　特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

1　認定開設者は、認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率（一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ（特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ内の人口の合計で除した値をいう。）が全て百分の五十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。

2　認定開設者は、認定日から起算して二年を経過した日の属する年度の末日までに、次のいずれかに該当する特定基地局（屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除く。）であって当該特定基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の信号の伝送速度が当該無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるもの（以下「高度ＢＷＡ基地局」という。）の運用を開始しなければならない。

㈠　チャネル間隔が二〇MHzの無線設備を使用する特定基地局であって、空間多重方式（一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。）を用いるもの

㈡　指定済周波数をキャリアアグリゲーション技術により利用する特定基地局（第三項第一号に規定する周波数及び指定済周波数をいずれもチャネル間隔が一〇MHz以上の無線設備により使用するものに限る。）であって、空間多重方式（当該第三項第一号に規定する周波数及び当該指定済周波数に係るチャネル間隔がいずれも二〇MHz未満の場合にあっては、いずれのチャネル間隔の無線設備においても、一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。）を用いるもの

3　認定開設者は、全ての都道府県の区域において、特定基地局の運用を開始しなければならない。

五　特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

特定基地局の無線設備に対しては、適応多値変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

六　特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1　特定基地局は、次に掲げる場合に開設されたものとする。

㈠　第三項第一号に規定する周波数を含む周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局の運用を開始した場合

㈡　既に開設している基地局又は陸上移動中継局について第三項第一号に規定する周波数に係る指定の変更をした場合

2　地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。

3　本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。

㈠　申請することができる周波数の帯域幅は、二〇MHz（既存事業者にあっては、一〇MHz又は二〇MHz）とする。

㈡　申請に当たっては、法第二十七条の十三第二項及び免許規則第二十五条の四第二項に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

4　本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項第二号及び第三号並びに第二項から前項まで及び前号に規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請に対してするものとする。ただし、当該申請の数が一を超える場合は、既存事業者及び指定済周波数を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の免許を受けたことのない者の申請に対して認定するものとし、当該者の申請の数が一を超えるときの認定は、次のとおりとする。

㈠　当該者の申請について別表第三の一の事項への適合の度合いを審査し、当該適合の度合いが同じ申請がある場合には、同表二の事項への適合の度合いを審査する。ただし、同表二6及び7に掲げる事項への適合の度合いの審査は、次のいずれかに該当する場合に限る。

(1)　別表第三の二の事項への適合の度合いを審査する申請が既存事業者の申請のみである場合

(2)　別表第三の二の事項への適合の度合いを審査する申請が二の既存事業者の申請及び一以上の既存事業者以外の者の申請であって、当該申請について同二1から5までに掲げる事項への適合の度合いを審査し、既存事業者の申請についての当該適合の度合いが既存事業者以外の者の申請についての当該適合の度合いよりいずれも高い申請である場合

㈡　㈠の審査の結果による適合の度合いが最も高い申請から順次その順位を付し、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める申請に対して認定する。

(1)　第一順位となる申請の数が一である場合（(2)に掲げる場合を除く。）　当該申請

(2)　第一順位及び第二順位となる申請の数がそれぞれ一であって、当該申請に記載した希望する周波数の帯域幅がいずれも一〇MHzであり、かつ、第一順位となる申請が二、六二〇MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数を使用する基地局の免許人が提出した申請である場合　当該第一順位及び第二順位の申請

(3)　第一順位となる申請の数が二以上であって、既存事業者以外の者が提出した申請の数が一の場合　当該者が提出した申請

(4)　第一順位となる申請の数が二であり、かつ、当該申請がいずれも既存事業者が提出した申請であって、希望する周波数の帯域幅を一〇MHzと記載がされた申請の数が一又は二の場合　当該記載がされた申請